

令和6年度 第4回 大和市地域包括支援センター運営協議会 議事録

日 時 令和7年2月20日（木） 午後1時30分から

場 所 大和市保健福祉センター 1階 ホール

出席者 委員 9名、事務局 12名、傍聴者 0名

内 容

■第4回 大和市地域包括支援センター運営協議会

1. 開会

2. 内容

1) 報告

(1) 地域包括支援センター職員配置について

(2)

2) 議事

(1) 介護予防支援の委託について

(2) 令和7年度地域包括支援センター予算（案）と業務（案）について

3) その他

3. 閉会

配布資料

資料1 地域包括支援センター職員配置について

資料2-1、 大和市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の改
2-2 正について

資料3 介護予防支援の委託について

資料4、別表 令和7年度地域包括支援センター予算（案）と業務（案）について

議事の経過

■第4回 大和市地域包括支援センター運営協議会

1. 開会

・事務局より、大和市地域包括支援センター運営協議会規則第6条第2項の規定に基づき、出席者が過半数に達しているため、会議成立の旨を報告

・会長挨拶

・会長司会により、次第に沿って進行

2. 内容

1) 報告

(1) 地域包括支援センター職員配置について

資料1に基づき事務局から説明

<質疑応答>

なし

報告事項について、委員全員一致により了承とする

(2) 大和市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の改正について

資料 2-1、2-2 に基づき事務局から説明

<質疑応答>

委員：要するに法改正によって少し基準が緩んだと考えていいんですよね。基本的には 2 職種必要だけど足りない所は 3 職種だと。

事務局：現行では一包括圏域毎に 3 職種必要だったのが、改正により複数包括圏域の高齢者数が 6,000 人未満の場合、合算し 3 職種いけばよいということです。

条例が適用されるのは、高齢者数が 6,000 人未満の包括は合わせて 3 職種がいればよいということです。本市では高齢者数が 6,000 人未満であっても、包括の質の維持という観点から各包括に 3 職種を配置することが望ましいと考え運用しており、今回常勤換算方法によることを可能とする内容を明文化しました。

委員：そう考えると大和市は包括支援センターの数が少ないってこと？人口の割合から施設数が少ないってこと？

事務局：圏域を作るにも人口密度の問題で面積と人数を考えたときに例えば 2,000 人じゃないと包括としてすごく離れすぎる等の状況から、6,000 人未満の圏域が複数存在した場合、高齢者数を合算し、3 職種を地域の実情に応じて配置することを可能としたことから、この条例改正は地方部を中心に考えられた制度といえます。

2) 議事

(1) 介護予防支援の委託について

資料 3 に基づき事務局から説明

<質疑応答>

なし

議事(1)について、委員全員一致により承認とする

(2) 令和 7 年度 地域包括支援センター予算(案)と業務(案)について

資料 4、資料 4 別表に基づき事務局から説明

<質疑応答>

なし

議事(2)について、委員全員一致により了承とする

3) その他

- ・次回開催日時は令和7年3月13日(木)午後を予定しており、決定次第通知します。
- ・議事録については、議事録(案)を作成し、各委員に確認していただいた後に委員名を削除し、市のホームページに掲載します。

3 閉会

- ・職務代理より閉会挨拶